

第1編 乳・幼児のために

乳・幼児のために

ほ し か ていしょうがくきん しきゅう  
母子家庭奨学金【支給】

ない 容	母子家庭の母が、お子さんを扶養されている場合に、教育又は養育に必要な費用を支給します。			
たい 対象者	京都府内(京都市を除く。)に居住されている母子家庭の母で、乳幼児を扶養されている方 ※交通遺児奨学金等(P. 10)を受けておられる方は、対象者となりません。			
し 支給額	子ども1人につき 年額11,000円 (6月1日以降に申請があった時又は年度途中で支給対象者となられた場合は、月割支給となります。)			
しん 申請時期 および し 支給時期	対象者区分	申請月	支給対象期間 (申請年度)	支給月
	申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月 6～2月	4～3月 申請月の翌月～3月	8月末 10～3月
	申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月 6～2月	申請月の翌月～3月 申請月の翌月～3月	8月末 10～3月
しん 申請手続	申請書に必要事項を記入し、ひとり親家庭福祉推進員又は民生委員・児童委員の証明を受けた後、お住まいの市町村(京都市を除く。)に提出してください。 ▶申請書は、府保健所又は各市町村(京都市を除く。)で配布しています。			
と 問い合わせ先	くわしくは、お住まいの市町村(京都市を除く。)又は地域の府保健所(P. 2)にお問い合わせください。			
び 備考	毎年度申請が必要です。			

乳・幼児のために

こうつう い じしやうがくきんとう しきゆう  
**交通遺児奨学金等【支給】**

第1編

乳・幼児のために

ない 容	交通事故により親等を失った乳幼児に、奨学金を支給します。			
たい 象 者	京都府内に居住し、交通事故により親等を失った乳幼児 ※母子家庭奨学金(P. 9)の給付を受けておられる場合は、対象者となりません。			
し 給 額	子ども1人につき 年額11,000円 (6月1日以降に申請があった時又は年度途中で支給対象者となられた場合は、月割支給となります。)			
しん 申請 時期 およ 及び し 支給 時期	4月～5月末日 以降は随時受け付けています。(最終期限：2月末日)			
	対象者区分	申請月	支給対象期間 (申請年度)	支給月
	申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末
		6～2月	申請月の翌月～3月	8月末以降は 申請月の翌月末
	申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末
		6～2月	申請月の翌月～3月	8月末以降は 申請月の翌月末
しん 申請 手続	申請書に必要事項を記入し、次の①、②の証明を受けた後、府広域振興局又は京都府庁府民生活部安心・安全まちづくり推進課に提出してください。 ① 民生委員・児童委員の証明(死亡届(写)及び交通事故証明書(写)の添付がある場合は不要です。) ② 市町村長の証明 ▶申請書は、各市町村、京都府庁府民生活部安心・安全まちづくり推進課、府広域振興局で配布しています。			
と 問い合わせ先	くわしくは、京都府庁府民生活部安心・安全まちづくり推進課(TEL075-414-5079)にお問い合わせください。			
び 備 考	毎年度申請が必要です。			

乳・幼児のために

だい し い こう ほ いくりょう む しょう か し ぎょう ほ じょ きん めんじょ ほ じょ  
**第3子以降保育料無償化事業補助金【免除(補助)】**

<p>ない よう 内 容</p>	<p>保育所・幼稚園等に入所・入園されている3人目以降のお子さんの保育料を免除(給付)します。</p> <p>※府が保護者の方に直接支給するのではなく、3人目以降の保育所・幼稚園等の保育料の免除を行う市町村に免除額の1/2を補助金として交付するものです。</p>
<p>たい しょう しゃ 対 象 者</p>	<p>次の①、②いずれにも該当される方</p> <p>① 満18歳未満のお子さん(ただし、18歳に達する日以後最初の年度末までの間を含む。)を3人以上扶養している世帯で、3人目以降のお子さんを、保育所・幼稚園等に入所・入園されている方</p> <p>② 市町村民税所得割が一定基準以下の方</p> <p>※お住まいの市町村によっては、上記内容が異なる場合がありますので、市町村にお問い合わせください。</p>
<p>めん じょ かく 免 除 額</p>	<p>3人目以降の保育料全額</p>
<p>と あわ さき 問 合 せ 先</p>	<p>くわしくは、お住まいの市町村(P.3)にお問い合わせください。</p>
<p>び こう 備 考</p>	

乳・幼児のために

乳・幼児のために

ようちえんしゅうえんしょうれいひ ほじょきん げんめん きゅうふ  
**幼稚園就園奨励費補助金【減免(給付)】**

内 容	私立幼稚園に在園されている3歳児（満3歳児含む。）～5歳児の保護者の方に、所得等に応じて、入園料・保育料を減免（給付）します。 ※府が保護者の方に直接補助するものではありません。																																																																
対 象 者	次の①、②いずれにも該当される方 ① 就園奨励事業を実施している市町村に居住し、子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園に3歳児（満3歳児含む。）～5歳児のお子さんを通園させておられる保護者 ② 市町村民税所得割が、一定基準以下の方（第2子、第3子以降については、基準なし）																																																																
減免(給付)額	※下記の補助額は、国が定めている単価であり、市町村によって異なります。 <b>【表1】</b> <span style="float: right;">単位：円</span> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">対象者区分</th> <th colspan="2">区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">生活保護世帯</td> <td>第1子</td> <td>308,000</td> </tr> <tr> <td>第2子</td> <td>308,000</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>308,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市町村民税非課税世帯 市町村民税所得割非課税世帯 (ひとり親世帯等の方は表3参照)</td> <td>第1子</td> <td>272,000</td> </tr> <tr> <td>第2子</td> <td>308,000</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>308,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市町村民税所得割課税額 77,100円以下世帯※ (ひとり親世帯等の方は表3参照)</td> <td>第1子</td> <td>187,200</td> </tr> <tr> <td>第2子</td> <td>247,000</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>308,000</td> </tr> </tbody> </table> <b>【表2】</b> <span style="float: right;">単位：円</span> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">対象者区分</th> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 25%;">小学校1～3年生の 兄・姉がいない場合</th> <th style="width: 25%;">小学校1～3年生の 兄・姉がいる場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市町村民税所得割課税額 77,101円以上211,200円 以下世帯※</td> <td>第1子</td> <td>62,200</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第2子</td> <td>185,000</td> <td>185,000</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>308,000</td> <td>308,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記区分以外の世帯</td> <td>第2子</td> <td>154,000</td> <td>154,000</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>308,000</td> <td>308,000</td> </tr> </tbody> </table> <b>【表3】</b> <span style="float: right;">単位：円</span> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">対象者区分</th> <th colspan="2">区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市町村民税非課税世帯 市町村民税所得割非課税世帯</td> <td>第1子</td> <td>308,000</td> </tr> <tr> <td>第2子</td> <td>308,000</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>308,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市町村民税所得割課税額 77,100円以下世帯※</td> <td>第1子</td> <td>272,000</td> </tr> <tr> <td>第2子</td> <td>308,000</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>308,000</td> </tr> </tbody> </table>			対象者区分	区分		生活保護世帯	第1子	308,000	第2子	308,000	第3子以降	308,000	市町村民税非課税世帯 市町村民税所得割非課税世帯 (ひとり親世帯等の方は表3参照)	第1子	272,000	第2子	308,000	第3子以降	308,000	市町村民税所得割課税額 77,100円以下世帯※ (ひとり親世帯等の方は表3参照)	第1子	187,200	第2子	247,000	第3子以降	308,000	対象者区分	区分	小学校1～3年生の 兄・姉がいない場合	小学校1～3年生の 兄・姉がいる場合	市町村民税所得割課税額 77,101円以上211,200円 以下世帯※	第1子	62,200	—	第2子	185,000	185,000	第3子以降	308,000	308,000	上記区分以外の世帯	第2子	154,000	154,000	第3子以降	308,000	308,000	対象者区分	区分		市町村民税非課税世帯 市町村民税所得割非課税世帯	第1子	308,000	第2子	308,000	第3子以降	308,000	市町村民税所得割課税額 77,100円以下世帯※	第1子	272,000	第2子	308,000	第3子以降	308,000
対象者区分	区分																																																																
生活保護世帯	第1子	308,000																																																															
	第2子	308,000																																																															
	第3子以降	308,000																																																															
市町村民税非課税世帯 市町村民税所得割非課税世帯 (ひとり親世帯等の方は表3参照)	第1子	272,000																																																															
	第2子	308,000																																																															
	第3子以降	308,000																																																															
市町村民税所得割課税額 77,100円以下世帯※ (ひとり親世帯等の方は表3参照)	第1子	187,200																																																															
	第2子	247,000																																																															
	第3子以降	308,000																																																															
対象者区分	区分	小学校1～3年生の 兄・姉がいない場合	小学校1～3年生の 兄・姉がいる場合																																																														
市町村民税所得割課税額 77,101円以上211,200円 以下世帯※	第1子	62,200	—																																																														
	第2子	185,000	185,000																																																														
	第3子以降	308,000	308,000																																																														
上記区分以外の世帯	第2子	154,000	154,000																																																														
	第3子以降	308,000	308,000																																																														
対象者区分	区分																																																																
市町村民税非課税世帯 市町村民税所得割非課税世帯	第1子	308,000																																																															
	第2子	308,000																																																															
	第3子以降	308,000																																																															
市町村民税所得割課税額 77,100円以下世帯※	第1子	272,000																																																															
	第2子	308,000																																																															
	第3子以降	308,000																																																															
申 請 時 期	年度当初（途中入園除く）																																																																
申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して在園されている幼稚園に提出してください。 ▶申請書は、各市町村で配布しています。																																																																
問 い 合 せ 先	くわしくは、在園されている幼稚園又はお住まいの地域の市町（組合）教育委員会（P.3）にお問い合わせください。																																																																
備 考	毎年度申請が必要です。市町村によって対象者、補助額等支給要件が異なりますのでご確認ください。																																																																

**【注1】 区分について**

- ▶ 同一世帯に小学校1～3年生の兄・姉がいない場合の「第1子」は、戸籍上の第1子である園児及び小学校4年生以上に兄・姉がいる第2子以降の園児をいいます。
- ▶ 同一世帯から、同時に2人以上の園児が在園されている場合、その最年長者に「第1子」、次年長者に「第2子」、3人以上幼稚園に在園されている場合、3人目以降に「第3子以降」の補助額を交付します。
- ▶ 表2の同一世帯に小学校1～3年生の兄・姉がいる場合の第1子は、兄・姉となる小学校1～3年生の児童（同学齢の児童を含む。）であり、就園奨励費の対象となりません。

**【注2】 年度途中の入園、退園の場合は、減額（月額で補助）となります。**

**【注3】 ※子どもの人数により、課税額の基準が変わります。**

乳・幼児のために

し りつよう ち えん ほ いくりょうけいげん ほ じょきん し きゅう  
**私立幼稚園保育料軽減補助金【支給】**

ない 容	私立幼稚園に在園されている園児の保育料を軽減します。		
たい しょう しゃ 対 象 者	京都府内に居住し、京都府私学運営費補助金の交付を受けない京都府内の私立幼稚園に、当該年度の10月1日(満3歳児は1月始業日)現在在園する3歳児(満3歳児含む。)～5歳児の保育料を負担されている市町村民税の課税所得金額が7,110,000円以下の方		
し きゅう ぐく 支 給 額	園児1人につき年額18,000円上限 (負担される保育料が年額18,000円未満の場合はその額)		
しん せい じ き 申 請 時 期 および し きゅう じ き 支 給 時 期	対象者区分	申請月	支給時期
	3歳児、4歳児、5歳児 (4月1日現在の満年齢)	9～10月頃	12月～翌年1月頃 ※幼稚園によって異なります。
	満3歳児 (4月2日以降、1月始業日までに 満3歳の誕生日を迎える園児)	12月～翌年1月頃	3月頃
しん せい て つぎ 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、所得を証明する書類を添付して、在園されている幼稚園に提出してください。 ▶申請書は、幼稚園から配布されます。		
と あわ きき 問 い 合 せ 先	くわしくは、在園されている幼稚園又は京都府庁文化スポーツ部文教課(TEL075-414-4518・4280)にお問い合わせください。		
び 考 備 考	毎年度申請が必要です。		

乳・幼児のために

し りつよう ち えん ほ いくりょうげんめん じ ぎょうとう ほ じょきん げんめん ほ じょ  
**私立幼稚園保育料減免事業等補助金【減免(補助)】**

ない 容	京都府内の私立幼稚園に在園されている園児の保護者の方が、転職・失業等により、家計が急変し、保育料の納入が困難になった場合に、保育料を減免(補助)します。 ※府が保護者の方に直接補助金を支給するのではなく、保育料等の減免(減額や免除)を行った幼稚園に対して、減免額に相当する額の3/4を補助金として交付するものです。
たい 象 者	京都府内に居住し、園児が府内の私立幼稚園に在園されている保護者の方で、転職・失業等により、その年(1月1日～12月31日)の所得額が別に定める所得基準以下になり、保育料の納入が困難になった方
げんめん ほ じょ がく 減免(補助)額	年額の保育料から、次の①、②の額を差し引いた額のうち、幼稚園が減免を行った額の3/4 ① 私立幼稚園保育料軽減補助金(P.13) ② 幼稚園就園奨励費補助金(P.12)
しん せい じ き 申請時期	11～12月頃
し きゅう じ き 支給時期	3月頃
しん せい て つぎ 申請手続	申請書に必要な事項を記入し、次の①、②を添付して在園されている幼稚園に提出してください。 ① 失業等の家計の急変の状況を証明する書類 ② 1年の所得状況(見込)を証明する書類 ▶申請書は、幼稚園から配布されます。
と 問い合せ先	くわしくは、在園されている幼稚園にお問い合わせください。
び 備 考	毎年度申請が必要です。

乳・幼児のために

しりつようちえんどうじざいえんほいくりょうげんめんじぎょうほじょきん げんめんほじょ  
**私立幼稚園同時在園保育料減免事業補助金【減免(補助)】**

<p>ない 内 よう 容</p>	<p>同一世帯から同時に2人以上の園児が在園されている場合に、保育料を減免(補助)します。                  ※府が保護者の方に直接補助金を支給するのではなく、幼稚園が1/2以上保育料等の減免(減額や免除)を行った場合に、減免額に相当する額の1/2を補助金として交付するものです。</p>
<p>たい 対 しょう 象 しゃ 者</p>	<p>京都府内の私立幼稚園に、同一世帯から同時に2人以上の園児が在園されている場合、その第2子以降の園児</p>
<p>げんめんほじょがく 減免(補助)額</p>	<p>年額の保育料から、次の①、②を差し引いた額のうち、幼稚園が1/2以上減免を行った額の1/2                  ① 私立幼稚園保育料軽減補助金(P.13)                  ② 幼稚園就園奨励費補助金(P.12)</p>
<p>しんせいてつづき 申請手続</p>	<p>手続きの必要はありません。</p>
<p>とあわさき 問い合わせ先</p>	<p>くわしくは、在園されている幼稚園にお問い合わせください。</p>
<p>びこう 備考</p>	



特別支援学校(幼稚部)幼児のために

就学奨励費【支給】

ない 内 容	特別支援学校で学ぶために必要な費用について、家庭の経済状況（所得）に応じて全部又は一部を補助します。				
たい 対 象 者	京都府立特別支援学校幼稚部に在学されている幼児				
し 支 給 額	○対象となる経費及び補助限度額				
	区 分 ※1		I	II	III
	学校給食費		実費	実費の1/2	—
交 通 費	通学費	本人経費	実費	実費	実費
		付添人経費	実費	実費	実費
	帰省費 39往復分	本人経費	実費	実費	実費
		付添人経費	実費	実費	実費
	交流及び共同学習費		実費	実費	実費の1/2
寄 宿 舎 居 住 に 伴 う 経 費	寝具購入費		5,400円	2,700円	—
	日用品等購入費		138,980円	69,490円	—
	食費		156,210円	78,105円	—
修 学 旅 行 費	校外活動等 参加費	本人経費	1,570円	785円	—
		付添人経費	2,350円	1,175円	—
	学用品等購入費		8,520円	4,260円	—
	※ 表中の区分 I、II、III は、保護者の方の経済状況（所得）により決まります。				
しん 申 請 時 期 及 び し 支 給 時 期	学校によって異なります。				
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して在学されている学校に提出してください。 ▶申請書は、学校から配布されます。				
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、在学されている特別支援学校又は京都府教育庁指導部特別支援教育課（TEL075-414-5835）にお問い合わせください。				
び 備 考	※金額については、H30年度見込みです。				